

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

**Q** 私は、ある上場会社の株式を保有しています。先日、その上場会社が自社の株式の公開買い付け(自己株式公開買い付け)を行つたことを知りました。私が、この自己株式公開買い付けに応じて株式を売却した場合、どのような課税がされるのでしょうか。

**A** (1) 株式公開買い付け  
株式公開買い付けとは、買付者が株式の買付条件を事前に公示して、不特定多数の株主からその保有する株式を株式市場外で買い付ける手続きです。TOB(Take Over Bid)という略称で言われることも多いです。この公開買い付け制度には、経営権の取得等のために他社株式を買い付けるものと、発行会社自身が自己株式を買い付けるものがあります。会社の経営権に影響を及ぼすような一定規模以上の他社株式の買い付けが行われる場合には、ほかの投資者への情報開示と平等な売却機会を保障する必要があります。また、自己株式買い付けの場合には、発行会社自身の判断で行うことができるため、取引の透明性や公平性を確保

する必要がありません。このような観点からこの制度が設けられています。

(2) 自己株式公開買い付けにおける株主の課税関係

①みなし配当

発行会社が自己株式を取得(市場における取得等は除きます)する場合には、株式を売却した株主には、みなし配当課税が生じます。みなし配当とは、株主が一定の事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、会社法上の剰余金の配当ではないが実質的には剰余金の配当と変わらないときに、所得税法上配当所得とみなされるものをいいます。

みなし配当の金額は、交付金銭等の額から、資本金等の額のうち株式に対応する金額を控除して算出されます。通常の配当金と同様に20・315

%の源泉徴収(所得税等15・315%、住民税5%)がされ、所得税の確定申告における取り扱いは通常の配当金と同様に考えます。従って、上場株式等のみなし配当であれば、通常、確定申告不要制度を選択できますし、または申告分離課税を選択して上場株式等の譲渡損失と損益通算をすることもできます。総合所得として確定申告し税額控除を受けることもできます。なお、申告分離課税の適用対象外となる大口株主等(発行済株式等の3%以上の保有に該当するかの判定は、その公開買い付けの終了の日を基準日として行います。

入額として、その譲渡収入額から株式の取得価額を控除した金額が株式等に係る譲渡所得等の金額となります。この結果生じた譲渡所得の金額又は譲渡損失の金額は、通常の株式等の譲渡所得等と

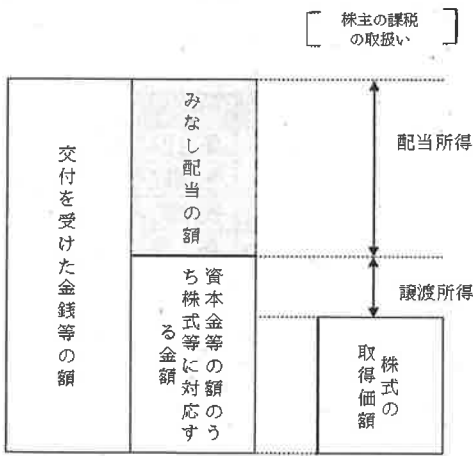
小谷野幹雄 (こやの・みきお)  
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA  
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。  
ホームページアドレス  
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>

同様に考えます。  
③みなし配当及び譲渡所得の計算例  
みなし配当の金額及び譲渡所得の計算について、簡単な例を用いて説明します。

△具体例▽  
交付を受けた金銭等の額 1000円(A)  
資本金等の額のうち 株式等に対応する金額 600円(B)  
株主が保有している 1株あたりの取得価額 500円(C)

この場合の所得計算は次のようになります。  
みなし配当の額 (A)-(B)=400円  
譲渡所得の金額 (B)-(C)=100円

【譲渡所得が生じる場合】



【譲渡損失が生じる場合】

